



# 宮 崎 県 公 報

平成23年12月26日 (月曜日) 第 2349 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

○みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境森林課) 1

### 告 示

- 公の施設の指定管理者の指定…………… (経・働・財課) 9
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (総務課) 9
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (福祉保健課) 9
- 公の施設の指定管理者の指定 (2 件) …… (障害福祉課) 9
- 公の施設の指定管理者の指定 (3 件) …… (環境森林課) 9
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 10
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (森林経営課) 10

- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 10
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 10
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 10
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (港湾課) 11
- 公の施設の指定管理者の指定 (3 件) …… (都市計画課) 11
- 公の施設の指定管理者の指定…………… (建築住宅課) 11

### 公 告

- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する  
計画の変更…………… (水産政策課) 12
- 入札公告…………… 14
- 海区漁業調整委員会指示**
- 漁業法に基づく指示 (2 件) …… 15
- 内水面漁場管理委員会指示**
- 漁業法に基づく指示…………… 16

## 規 則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第53号

#### みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則 (平成17年宮崎県規則第42号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
( <u>条例第6条第1項の規則で定める工場又は事業場</u> )	( <u>特定事業者</u> )
第9条 条例第6条第1項の規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場とする。	第9条 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1) 燃料及びこれを熱源とする熱 (他人から供給されたものに限る。以下同じ。) の年度 (4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。) の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 (昭和54年通商産業省令第74号) 第3条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 3,000キロリットル以上である工場又は事業場	(1) 県内に工場又は事業場を設置している者であって、県内に設置している全ての工場又は事業場における前年度 (年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。) の原油換算エネルギー使用量 (当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則 (昭和54年通商産業省令第74号) 第4条各項に定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量をいう。以下同じ。) を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの
(2) 電気 (他人から供給されたものに限る。以下同じ。) の年度の使用量が 1,200キロワット時以上である工場又は事業場	(2) 連鎖化事業者 (エネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和54年法律第49号) 第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。) であって、当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての工場又は事業場及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業 (同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。) に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場又は事業場における前年度の原油換算エネルギー使用量を合算した量が 1,500キロリットル以上であるもの

(3) 施設から排出されるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第 143号）第 1 条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）、パーフルオロカーボン（同令第 2 条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）又は六ふっ化硫黄の年度の排出量をそれぞれ二酸化炭素の量に換算したもののいずれかが 3,700トン以上である工場又は事業場

（第一種地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出抑制計画書の提出）

第10条 条例第 6 条第 1 項の規定による温室効果ガス排出抑制計画書の提出は、毎年度の 6 月末日までに、温室効果ガス排出抑制計画書（別記様式第 1 号）によってしなければならない。

（第一種地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出状況報告書の提出）

第11条 条例第 6 条第 1 項の規定による温室効果ガス排出状況報告書の提出は、毎年度の 6 月末日までに、温室効果ガス排出状況報告書（別記様式第 2 号）によってしなければならない。

（条例第 6 条第 2 項の規則で定める工場又は事業場）

第12条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める工場又は事業場は、次の各号のいずれかに該当する工場又は事業場とする。

- (1) 燃料及びこれを熱源とする熱の年度の使用量をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 3 条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 1,500キロリットル以上である工場又は事業場
- (2) 電気の年度の使用量が 600万キロワット時以上である工場又は事業場
- (3) 施設から排出されるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン又は六ふっ化硫黄の年度

(3) 道路運送法（昭和26年法律第 183号）第 2 条第 2 項に規定する自動車運送事業を営む者であって、その使用している自動車のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第 185号）第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる使用の本拠の位置を県内とする自動車の前年度の末日における合計台数又は合計台数の値が次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうちけん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）の台数が35台以上であること。

イ 道路運送法第 3 条第 1 号に掲げる一般旅客自動車運送事業（同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の台数が35台以上であること。

ウ 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の台数が70台以上であること。

エ アからウまでのいずれにも該当しないものであって、アに規定する事業の用に供する自動車の台数に 1 を乗じて得た値、イに規定する事業の用に供する自動車の台数に 1 を乗じて得た値及びウに規定する事業の用に供する自動車の台数に 0.5 を乗じて得た値の合計が35以上であること。

(4) 県内の事業活動（連鎖化事業者にあつては、当該連鎖化事業に加盟する者の当該連鎖化事業に係るものを含む。）に係る前年度の温室効果ガスの排出の量が地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第 143号）第 5 条第 6 号から第 11号までに規定する基準のいずれかに該当する者であつて、常時使用する従業員の数が21人以上であるもの（温室効果ガス排出抑制計画書の作成等）

第10条 条例第 6 条第 1 項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降 5 箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書（別記様式第 1 号）により、当該計画期間（以下「計画期間」という。）の初年度の 7 月末日までに提出しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項に規定する計画書は、提出する日の属する年度以降 5 箇年以内の温室効果ガス排出抑制計画について、温室効果ガス排出抑制計画書により、計画期間の初年度の 7 月末日までに提出するものとする。

（変更後の温室効果ガス排出抑制計画書の作成等）

第11条 条例第 6 条第 3 項に規定する変更後の計画書は、温室効果ガス排出抑制計画書により、温室効果ガス排出抑制計画の変更後速やかに提出しなければならない。

（特定事業者等に関する届出書の作成等）

第12条 条例第 6 条第 1 項ただし書及び第 6 条の 2 の規定による届出は、特定事業者等に関する届出書（別記様式第 1 号の 2）によってするものとする。

の排出量をそれぞれ二酸化炭素の量に換算したもののいずれかが 1,850トン以上である工場又は事業場

(第二種地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出状況報告書の提出)

第13条 条例第6条第2項の規定による温室効果ガス排出状況報告書の提出は、毎年度の6月末日までに、温室効果ガス排出状況報告書(別記様式第2号)によってしなければならない。

(温室効果ガス排出状況報告書の作成等)

第13条 条例第6条の2に規定する報告書は、温室効果ガス排出状況報告書(別記様式第2号)により、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出しなければならない。

(温室効果ガス排出抑制計画を達成するための補完的手段)

第13条の2 条例第6条の3の規則で定める温室効果ガス排出削減対策は、次に掲げるものとする。

(1) 森林の整備及び保全(知事が別に定める森林の二酸化炭素吸収量に係る認証制度に基づく認証を行ったものに限る。)

(2) 再生可能エネルギー(次に掲げるエネルギー源を利用したエネルギー)を利用した熱又は電力であって、県内で発生し、又は発電したものの供給(自ら消費したものを除く。)

ア 太陽光

イ 風力

ウ 水力

エ 地熱

オ 太陽熱

カ バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。)をいう。)

キ アからカまでに掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、永続的に利用できると知事が認めるもの

(3) グリーン電力証書又はグリーン熱証書(財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に基づき発行された証書であって、当該証書に係る熱又は電力が県内において発生し、又は発電したものの)の購入

(4) その他知事が適当と認める温室効果ガス排出削減対策(温室効果ガス排出抑制計画書等の公表)

第13条の3 条例第7条の規定による公表は、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 温室効果ガス排出抑制計画書別紙

(2) 温室効果ガス排出状況報告書別紙

別記様式第1号を次のように改める。

別記

様式第 1 号（第 10 条、第 11 条、第 13 条の 3 関係）

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

印

（ 法人にあっては、その主たる事業所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名 ）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第 6 条の規定により、次のとおり提出します。

連絡先	担 当 部 署 名	
	住 所	(〒 - )
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
前年度の状況	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ kl
	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 （排出量が 3,000t（CO <sub>2</sub> 換算）を超えるもののみ記入）	
	_____ t-CO <sub>2</sub>	
	_____ t-CO <sub>2</sub>	
	前年度末の車両台数	
	<input type="checkbox"/> トラック	_____ 台
	<input type="checkbox"/> バス	_____ 台
	<input type="checkbox"/> タクシー	_____ 台

(別紙)

提出書類の区分	<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書 <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書 (変更)				
住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)					
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)					
主たる業種					
事業概要					
事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
計画期間	年度～ 年度				
排出室状況及び目標の	目標設定の方法	基準年度の実績① ( )年度	前年度の実績 ( )年度	目標年度② ( )年度	増減率 (②-①)/①×100
	総排出量	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位の排出量	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
原単位の考え方					
目標達成のための基本方針					
目標達成のための推進体制					
目標達成のための措置の内容					
特記事項					

別記様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 12 条関係)

特定事業者等に関する届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

印

( 法人にあっては、その主たる事業所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名 )

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第 6 条第 1 項及び第 6 条の 2 の規定により、次のとおり届け出ます。

事業 者 の 区 分	<input type="checkbox"/> 特定事業者になくなった者	
	<input type="checkbox"/> 特定事業者にならなくなるのが明らかな者 (以下に理由を記入すること。)	
前 年 度 の 状 況	<input type="checkbox"/> 条例第 6 条第 2 項の規定により計画書を提出した者で、温室効果ガス排出状況報告書を提出しない予定の者	
	前年度のエネルギー使用量 (原油換算)	_____ kl
前 年 度 の 状 況	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 (排出量が 3,000t (CO <sub>2</sub> 換算) を超えるもののみ記入)	_____ t-CO <sub>2</sub>
	_____	_____ t-CO <sub>2</sub>
連 絡 先	前年度末の車両台数	<input type="checkbox"/> トラック _____ 台 <input type="checkbox"/> バス _____ 台 <input type="checkbox"/> タクシー _____ 台
	担当部署名	_____
	住所	(〒 _____ )
	担当者氏名	_____
	電話番号	_____
	F A X 番号	_____
	メールアドレス	_____

別記様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（第 13 条、第 13 条の 3 関係）

## 温室効果ガス排出状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

①

（法人にあつては、その主たる事業所の  
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第 6 条の 2 の規定により、次のとおり提出します。

連 絡 先	担 当 部 署 名	
	住 所	(〒 - )
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
前 年 度 の 状 況	前年度のエネルギー使用量（原油換算）	_____ kJ
	前年度のエネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量 （排出量が 3,000t（CO <sub>2</sub> 換算）を超えるもののみ記入）	
		( ) t-CO <sub>2</sub>
		( ) t-CO <sub>2</sub>
	前年度末の車両台数	
	<input type="checkbox"/> トラック	_____ 台
	<input type="checkbox"/> バス	_____ 台
	<input type="checkbox"/> タクシー	_____ 台

(別紙)

報告対象年度	年度								
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）									
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）									
主たる業種									
事業概要									
事業者の区分	<input type="checkbox"/> みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則第9条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 同規則第9条第4号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者								
温室効果ガス排出の状況等	年度区分	基準年度( )年度	前年度( )年度	計 画 期 間					目 標
		( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度	( )年度
	①総排出量(t-CO <sub>2</sub> )								
	②原単位排出量(t-CO <sub>2</sub> )								
	補完的手段による削減量(t-CO <sub>2</sub> )	森林の整備及び保全							
		再生可能エネルギーを利用した熱又は電力の供給							
		グリーン電力証書又はグリーン熱証書の購入							
	その他知事が適当と認めるもの								
	③合計								
	(①又は②) - ③ 差引後排出量(t-CO <sub>2</sub> )								
増減率(基準年度比) <input type="checkbox"/> 総排出量 <input type="checkbox"/> 原単位			%	%	%	%	%	%	
その他温室効果ガス排出削減に資する取組									
特記事項									

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後のみやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例施行規則は、平成24年度以降に排出される温室効果ガスについて適用し、平成23年度に排出される温室効果ガスについては、なお従前の例による。

告 示

宮崎県告示第1037号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県男女共同参画センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構  
理事長 戸島 信一  
宮崎県宮崎市宮田町3番46号
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1038号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県東京学生寮
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
ジャパンプロテクション株式会社  
代表取締役 高山 弘 憲  
東京都千代田区二番町5番7号
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1039号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県福祉総合センター  
県立母子福祉センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社文化コーポレーション  
代表取締役 齊藤 幹生  
宮崎県宮崎市生目台西三丁目4番地2
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1040号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2

第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会  
会長 馬渡 幸三郎  
宮崎県宮崎市江平西二丁目1番20号
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1041号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会  
理事長 安藤 豊喜  
宮崎県宮崎市江平西二丁目1番20号
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1042号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県諸県県有林共に学ぶ森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
社団法人宮崎県林業協会  
会長 赤波江 紀  
宮崎県宮崎市別府町3番1号
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

宮崎県告示第1043号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

社団法人宮崎県林業協会  
 会長 赤波江 紀  
 宮崎県宮崎市別府町 3 番 1 号

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

宮崎県告示第1044号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県川南遊学の森

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

社団法人宮崎県緑化推進機構

理事長 黒 木 嘉 久

宮崎県宮崎市橘通東二丁目 7 番18号

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

宮崎県告示第1045号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字大平字立河内 4 - 2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第1046号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第 7 号）第10条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

宮崎県林業技術センター（研修寮、森の科学館、体験の森、森林植物園及び親水広場に限る。）

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

社団法人宮崎県林業協会

会長 赤波江 紀

宮崎県宮崎市別府町 3 番 1 号

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

宮崎県告示第1047号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年12月26日から平成24年 1 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字東光寺22番36地先から同郡同町同大字字家床前2569番 1 地先まで	旧	12.6~18.8	344.0
				新	12.6~24.0	344.0

宮崎県告示第1048号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年12月26日から平成24年 1 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
304	県道	木城高鍋線	児湯郡高鍋町大字持田字東光寺22番36地先から同郡同町同大字字家床前2569番 1 地先まで	平成23年12月28日

宮崎県告示第1049号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 若宮地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次結んだ

線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字下福良字若宮 104-1
2	〃 〃 〃 〃 104-1
3	〃 〃 〃 〃 104-1
4	〃 〃 〃 〃 104-1
5	〃 〃 〃 〃 104-1
6	〃 〃 〃 〃 104-1
7	〃 〃 〃 〃 104-1

## 2 向山日添地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字不土野字久保1010-1
2	〃 〃 〃 〃 1010-2
3	〃 〃 〃 〃 1010-2
4	〃 〃 〃 〃 1009-3
5	〃 〃 〃 〃 1010-1
6	〃 〃 〃 〃 1010-1

## 3 倉の迫 2 地区

## (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 5 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

## (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡椎葉村大字不土野字倉ノ迫 687-97
2	〃 〃 〃 〃 687-97
3	〃 〃 〃 〃 687-97
4	〃 〃 〃 〃 687-97
5	〃 〃 〃 〃 687-86

## 宮崎県告示第1050号

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）第17条の4第3項、公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
宮崎港マリナー施設  
宮崎県サンビーチーツ葉  
県立阿波岐原森林公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人みやざき公園協会  
理事長 吉田晋弥  
宮崎県宮崎市鶴島2丁目10番25号  
フェニックスリゾート株式会社  
代表執行役 河本和彦

宮崎県宮崎市大字塩路字浜山3083番地

株式会社宮崎マリナー

代表取締役 篠原三剛

宮崎県宮崎市新別府町前浜1400-16

## 3 指定の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 宮崎県告示第1051号

公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の2第3項及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立青島垂熱帯植物園  
宮崎県総合運動公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人みやざき公園協会  
理事長 吉田晋弥  
宮崎県宮崎市鶴島二丁目10番25号
- 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 宮崎県告示第1052号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
県立平和台公園  
宮崎県総合文化公園
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社馬原造園建設  
代表取締役 小川次郎  
宮崎県宮崎市大字瓜生野字垂門3711番地
- 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 宮崎県告示第1053号

都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
特別史跡公園西都原古墳群
- 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
一般財団法人みやざき公園協会  
理事長 吉田晋弥  
宮崎県宮崎市鶴島二丁目10番25号
- 指定の期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

## 宮崎県告示第1054号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年宮崎県条例

第25号) 第75条第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- 県営小戸団地
- 県営鶴ノ島団地
- 県営青葉団地
- 県営東町団地
- 県営出来島団地
- 県営大塚A団地
- 県営大塚B団地
- 県営大塚C団地
- 県営生目団地
- 県営花ヶ島団地
- 県営平和ヶ丘団地
- 県営大塚台団地
- 県営大塚台西団地
- 県営源藤団地
- 県営神宮駅東団地
- 県営池内団地
- 県営花ヶ島東団地
- 県営江南団地
- 県営住吉北団地
- 県営生目台東団地
- 県営生目台西団地
- 県営学園木花台団地
- 県営本郷南団地
- 県営生目台北団地
- 県営横小路団地
- 県営新川団地
- 県営光町団地
- 県営上田島団地
- 県営松小路A団地
- 県営松小路B団地
- 県営松小路C団地
- 県営広瀬台団地
- 県営ひかりヶ丘C団地
- 県営平部ヶ下団地
- 県営寺田団地
- 県営見法寺団地
- 県営益安団地
- 県営馬越団地
- 県営瀬貝団地
- 県営栄松団地
- 県営目井津ヶ丘団地
- 県営新開団地
- 県営西小路団地
- 県営上浜田団地
- 県営みどりヶ丘団地
- 県営ひばりヶ丘団地
- 県営千町団地
- 県営年見団地
- 県営南畑団地

- 県営一万城南団地
- 県営早水団地
- 県営加治屋団地
- 県営一万城B団地
- 県営都北団地
- 県営北原団地
- 県営川東団地
- 県営都原団地
- 県営一万城北団地
- 県営榎堀団地
- 県営沖水原A団地
- 県営沖水原B団地
- 県営花木団地
- 県営松川団地
- 県営堅田原団地
- 県営海蔵団地
- 県営上原団地
- 県営南小林原団地
- 県営城山団地
- 県営三松団地
- 県営堤団地
- 県営京町団地
- 県営柳水流団地
- 県営永山団地
- 県営原の坊団地
- 県営犬熊団地
- 県営向陽団地
- 県営石貫団地
- 県営久保鶴団地
- 県営東平原団地
- 県営平原団地
- 県営下屋敷団地
- 県営畑田団地
- 県営持田団地
- 県営三納代団地
- 県営天井丸団地
- 県営新田麓団地
- 県営番野地団地
- 県営都農団地
- 県営都農新町団地

2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

社団法人宮崎県宅地建物取引業協会  
 会長 小 倉 和 彦  
 宮崎県宮崎市潮見町20番地 1

3 指定の期間

平成24年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更したので、公表する。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第12位、生産額で全国第11位（平成21年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやぎ創造プラン）の中でも重要な位置づけであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊するカツオ、マグロ、シイラ等の暖海性の回遊性魚類の、沿岸域ではイワシ、アジ、サバ類の浮魚類、マダイ、チダイ、クルマエビあるいは根付け資源のイセエビ等の好漁場が形成されている。

しかしながら、我が国周辺水域における海洋生物資源が低水準、減少傾向にあるものが多くなるにつれ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが増えてきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

(3) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じて資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、マダイ、ヒラメ、クルマエビ等地先の資源を中心として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

(4) また、本県の重要資源であるマダイ、ヒラメ、クルマエビ、アマダイ、トラフグ、カサゴ等については、今後も資源のより適正な管理を推進する必要があるため、分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、宮崎県水産試験場を中心とし、関係県との連携のもと、資源管理体制を充実強化し、将来の具体的な資源管理方針について検討していくこととする。

(5) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。

(6) 更に、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(7) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	平成23年		平成24年	
	まさば及びごまさば	まいわし	まさば及びごまさば	まいわし
	17,000トン	若干	トン	若干
	5,000トン	若干		若干

(注) 「平成23年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。なお、「平成24年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	
	平成23年	平成24年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	16,712トン	若干
	3,799トン	若干

(注) 「平成23年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成23年7月から平成24年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成23年1月から平成23年12月までである。「平成24年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては平成24年7月から平成25年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成24年1月から平成24年12月までである。なお、「平成24年」のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることのないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めるものとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め

、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。  
 また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。  
 なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年12月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 放射線測定用モニタリングポスト 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成24年3月30日
- (4) 納入場所 宮崎県衛生環境研究所、宮崎県都城保健所、宮崎県小林保健所及び宮崎県延岡保健所
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 平成23年宮崎県告示第879号に規定する資格を有する者であること。
  - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成24年1月10日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成23年12月26日から平成24年1月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月29日及び30日並びに1月3日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成23年12月26日から平成24年1月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日、12月29日及び30日並びに1月3日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成24年1月13日午後2時（郵便にあつては平成24年1月12日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあつては書留郵便に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成24年1月13日午後2時

7 入札保証金

入札保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:Mo-

monitoring posts for measuring radioactivity

- (2) Time limit for tender: 2:00.p.m.13 January 2012
- (3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.  
TEL: 0985-26-7208

## 海区漁業調整委員会指示

### 宮崎海区漁業調整委員会指示第95号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成23年12月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

- 1 表に掲げる海域においては、カサゴの採捕を禁止する。ただし、試験研究等を目的として宮崎海区漁業調整委員会が認めた場合及び陸(防波堤含む)からの釣りによる採捕は除く。

カサゴ採捕禁止の海域
延岡市南浦(神戸)漁港東防波堤先端(世界測地系:北緯32度36分1秒、東経131度44分54秒)と、同市東海町地先の通称モブシバエ東端(世界測地系:北緯32度35分42秒、東経131度44分39秒)を直線で結んだ線と陸岸で囲まれた海域。
東臼杵郡門川町庵川東金磯地先の通称亀の首先端(世界測地系:北緯32度28分23秒、東経131度40分40秒)と同町地先乙島平礁南端及び同町五十鈴川河口地先五十鈴バエ南端を順次直線で結んだ線と尾末導流堤を含む陸岸で囲まれた海域。
日南市地先小場島の基点ア(世界測地系:北緯31度33分10秒、東経131度24分43秒)及び基点イ(世界測地系:北緯31度32分59秒、東経131度24分43秒)からそれぞれ正西に伸ばした直線と、基点ア及び基点イからそれぞれ正西に100mの基点エ及び基点ウを結んだ直線と小場島の陸岸で囲まれた海域。
日南市地先大堂津漁港東防波堤屈曲部内縁を基点ア(世界測地系:北緯31度33分30秒、東経131度23分27秒)とし、その南側の基点イ(世界測地系:北緯31度33分20秒、東経131度23分27秒)、猪崎鼻東端の南側の基点ウ(世界測地系:北緯31度33分20秒、東経131度23分51秒)及び猪崎鼻東端の基点エ(世界測地系:北緯31度33分33秒、東経131度23分51秒)を順次直線で結んだ線と猪崎鼻陸岸で囲まれた海域。

- 2 この委員会指示の有効期間は、平成24年1月1日から平成25年12月31日までとする。

### 宮崎県海区漁業調整委員会指示第96号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成23年12月26日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

(採捕の制限)

- 1 宮崎海区において、うみがめ科のおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵(以下「うみがめ」という。)を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究  
(2) 増殖  
(3) 委員会が特に認めた目的

(承認の申請等)

- 2 うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。  
(1) うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。

委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。

- (2) 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。  
(3) 承認証を亡失し、又は棄損したときは、すみやかに再交付申請をしなければならない。

(採捕禁止期間)

- 3 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(雌がめの採捕禁止)

- 4 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

(承認の期間)

- 5 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の満了日を超えない範囲とする。

(制限又は条件)

- 6 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。  
(2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が1年を超える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。  
(3) 目的以外の採捕をしてはならない。  
(4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。  
(5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

(取扱要領)

- 7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領(平成23年12月12日第352回宮崎海区漁業調整委員会定め)によるものとする。

(所持及び販売の禁止)

- 8 承認を受けないで採捕したうみがめ(標本及びはく製を含む。)の所持及び販売をしてはならない。

(指示の有効期間)

- 9 この委員会指示の有効期間は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までとする。

## 内水面漁場管理委員会指示

### 宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 124号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

平成23年12月26日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

#### 1 増殖義務

平成24年 1 月 1 日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合にあっては、他の方法に替えることができる。

#### 2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

#### 3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、平成24年 6 月29日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、平成25年 1 月31日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

#### 4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)											
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)
内共第 1号	北 川	代表 北川漁 業協同組合	170	600	18	3,200		1,000		15	又は 3,000			4,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	195		35	2,500	2,500	2,500		15	又は 3,000			1,000
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業協 同組合	110		25			1,500		10	又は 2,000			1,000
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業協 同組合	1,385	1,000	100	34,000	12,000	2,500	10,000	50	又は 10,000			16,000
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業協 同組合	58	500	45	2,250				5	又は 1,000			2,500
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業協 同組合		1,500	15					5	又は 1,000			1,500
内共第 7号	耳川	代表 西郷漁 業協同組合	155	2,000	215	15,100	3,750	2,000		140	又は 28,000			30,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	15		20	1,000				25	又は 5,000			1,150
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	15		5	500	500			5	又は 1,000			1,000
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	5	500	10					5	又は 1,000			5,000
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150	500	135	15,000	2,000			25	又は 5,000			6,000
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226	1,000	200	20,000	10,000	20,000		25	又は 5,000			24,000
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		750	20					5	又は 1,000			9,500
内共第 14号	大淀川	代表 宮崎内 水面漁業協同 組合	458	3,250	457	8,800		14,700	30,000	150	又は 30,000			125,250
内共第 15号	清武川	代表 本花内 水面漁業協同 組合	80	500	50					50	又は 10,000			6,000
内共第 16号	加江田川	本花内水面漁 業協同組合	15	500	10					25	又は 5,000			1,000
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	500	20	5,000		1,000						13,000
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	173	500	50	3,500				300	又は 60,000			15,000
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	30		40	1,000				10	又は 2,000			3,000
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10					5	又は 1,000			1,000
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30		500	1,000				1,000	又は 300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- |         |             |          |   |
|---------|-------------|----------|---|
| 1. あゆ   | 体重 3~7グラム   | 6. うぐい   | 体重 5グラム以上                                 |
| 2. ふな   | 体重 5グラム以上   | 7. おいかわ  | 体重 1グラム以上                                 |
| 3. うなぎ  | 体重 10~25グラム | 8. もくずがに | 体重 20~30グラム(単位:kg)<br>又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 4. やまめ  | 体重 5~10グラム  | 9. わかさぎ  | 体重 5グラム以上又は発眼卵                            |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上  |          |   |

--	--